

燕市消防団マスコットキャラクター「つばまる」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、燕市消防団マスコットキャラクター「つばまる」着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(種類及び数量)

第 2 条 着ぐるみの種類及び数量は、次に掲げるものとする。

- | | |
|------------|-----|
| (1)ヘルメット | 1 体 |
| (2)頭 部 | 1 体 |
| (3)胴 体 部 | 1 体 |
| (4)上 着 | 1 体 |
| (5) 手 | 1 対 |
| (6)燕 尾 | 1 体 |
| (7)脚 部 (靴) | 1 対 |

(使用の承認)

第 3 条 着ぐるみを使用するもの(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、着ぐるみ使用承認申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添付して、燕市消防団事務局(以下「管理者」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用の制限)

第 4 条 管理者は、第 3 条の規定による使用承認申請書が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1)燕市消防団に在団している者が使用しないとき

(2) 防火防災の啓発活動、消防団のPR、消防団員募集に不適當であると認める
とき

(3) 燕市消防団の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき

(4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき

(5) 営利を目的として使用するとき、又は使用するおそれがあるとき

(6) 特定の個人、団体、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与
え、又は与えるおそれがあるとき

(7) 前 6 号の他、管理者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき

(使用期間)

第 5 条 着ぐるみの使用期間は、原則として 5 日間以内とする。

(使用料)

第 6 条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 7 条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること

(2) 使用期間を厳守すること

(3) 第三者に転貸しないこと

(4) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を提出すること

(5) 着ぐるみの着替え場所をイベント会場近くに用意すること

(6) その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること

(使用承認の取り消し)

第 8 条 申請者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(破損等による修繕発生)

第 9 条 着ぐるみに破損及び汚損が発生し、修繕又はクリーニングの必要がある場合、申請者の責任と負担により、現状に復さなければならない。その際、管理者が指定する業者により修繕又はクリーニングを行うものとし、発生した金額は申請者が全額負担すること。

(承認者の責任)

第 10 条 着ぐるみの使用により、申請者が被った被害、申請者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用に伴い発生した事故等の責任については、管理者は一切の責めを負わない。

(補足)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年2月1日より施行する。